

◆ 実 践 報 告

2020 年度教職課程センターの取り組み

Teacher Education Center Report 2020

教職課程センター
荒井 文昭
風巻 浩
杉田 真衣
竹浪 隆良
ハスゲレル

本稿では、2020 年度に教職課程センターがどのようなことに取り組んだかについて、1 全体の概要、2 オンラインでの模擬授業の指導と学習指導案の指導、3 新型コロナウイルス影響下での教育実習代替プログラム、4 各種ガイダンス・教育実習等事前事後指導、5 教科指導法担当者の交流の五つに分けて報告する。

1 2020 年度教職課程センターの取り組みの概要

2020 年度の教職課程センターの取り組みを学生の指導を中心にみていく。周知のとおり新型コロナウイルスの影響を受けて、4 月 7 日に緊急事態宣言が発令されたため、学生が大学に来ることができなくなった。大学の授業の多くがオンラインでおこなわざるを得なくなり、教職課程センターの指導も 4 月 8 日から 6 月 28 日まで、対面指導を中止した。

教育実習もほとんどが秋以降に延期され、3 週間の実習期間を 2 週間に短縮するように要請された場合も少なくなかった。教員採用試験の内容が急遽、変更された自治体もあった。

(1) 教員採用試験受験者への指導

前年の 10 月に開催した「教員ガイダンス」で把握した学生には、今（3 年の後期）から教員採用試験に向けた勉強を開始すること、具体的には 3 月までに「教職教養」と「一般教養」、「教科専門」を完成させることを目安として示した。と同時に、11 月から「論作文」の指導を開始した。また、2 月からは二次試験対策としての「面接」指導を開始した。具体的には、1 人の学生に対して「論作文」指導を週 1 回、「面接」指導を週 2 回、おこなうことにした。

昨年度は 3 年生の 3 月から週 2 回程度の「論作文」指導を始めたが、今期はこれを 11 月からおこなうことにより週 1 回のペースで実施した。しかし、4 月からは対面での指導ができなくなり、学生に手書きの「論作文」を PDF にしてメールで送付してもらい、添削したものを返却してオンラインで指導することにした。対面では週 1 回の指導に来室できていた学生が、モチベーションが下がるのか、オンラインになるとペースが崩れてしまう場合もあった。何より痛手であったのは、学生同士の仲間意識を醸成することが難しかったことである。1 対 1 でおこなう「論作文」の指導でさえ、同じように取り組んでいる仲間の存在が心の支えになっているのである。

「面接」指導は、2 月からグループごとに週 2 回（各 90 分間）のペースではじめた。しかし、「論作文」指導と同様、4 月からは対面での指導ができなくなり、オンラインで実施することにした。オンラインによる「面接」指導は、「論作文」の指導以上に困難

を極めた。特に、集団討論や模擬授業は、生徒役の学生や他の受験生の雰囲気を想像しながら練習することになった。一次試験の直前である6月末からは、一部対面も再開し、対面指導とオンライン指導を同時併行でおこなうことも試みた。「面接」指導の内容は、例年通り個人面接、集団面接、集団討論、場面指導、模擬授業、指導計画などをおこなった。

また、授業・試験期間が8月まで延びた関係で、参加できる学生が限定された回もあったが、7月下旬からは本番の面接試験を模した対面による「本番面接指導」を週1回、合計5回実施した。これには特任教員だけでなく、試験官として教職課程センター長、副センター長、教務課の係長などの協力を得た。本番面接指導に向けては、事前に「面接票」の作成指導もおこなった。

今年度、教職課程センターを利用して受験した者は、全体で15名であった。

各自治体別に結果をまとめると以下ようになる。まず、東京都は6名が受験し、3名が合格した。内訳は、中高数学科2名・中高理科1名である。この他、期限付き名簿に中高数学科1名が登載された。神奈川県は5名が受験し、2名が合格した。内訳は、高校地歴科1名、高校数学科1名である。相模原市は大学推薦で中学英語科1名が合格した。川崎市は2名が中学理科を受験したが、募集枠が若干名であり、何れも二次試験で不合格となった。埼玉県は2名が受験し、高校物理科に1名が合格したが、高校国語科は二次試験で不合格となった。不合格になった学生のその後の進路は、私学に採用された者、受験した自治体の臨時的任用教員に登録した者などである。

なお、私学は、12月現在で3名が専任教諭として内定し、2名が非常勤講師として採用になった。

昨年度は、就職予定者と一緒いくつかの学校を訪問して、授業見学や教科別に指導教諭との懇談の場を設けたが、今年度は実施できていない。

この他、合格者と来年度受験生との懇談会を12月に3回、対面で開催した。

(2) 学校インターンシップ

昨年度から新たに開設した「学校インターンシップ」は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、今年度も後期からの開始となった。教職課程センターに相談に来た学生も複数いたが、実際に履修した学生は今年も1年生が1名にとどまった。近隣の中学校に週1回午後には訪問し、少人数指導のTAと放課後の自習教室の指導を担当した。

一方、教育実習期間が2週間に短縮された学生に対して、1週間分を「学校インターンシップ」で代替することとし、4名の4年生が教育実習の補充として履修した。彼らも放課後の自習教室の指導を中心に活動し、なかには部活動の指導に参加した者もいた。教職課程センターの特任教員が体験先を11月中旬に訪問し、活動の様子を見学した後、12月に中間指導として5人を集めて振り返りをおこなった。

また、例年ならば年2回おこなわれる八王子市教育委員会との連絡会は、今年度はおこなわれなかった。

(3) 各種ガイダンス・教育実習等事前事後指導・教職実践演習等

1年生から3年生を対象とする4月の教職履修ガイダンスは、7月にオンラインで開設され、教職課程センターの簡単な紹介をおこなった。また、10月に「教員キャリアガイダンス」を対面とオンラインを併行して実施した。今回の教員ガイダンスには、神奈川県教育委員会教職員人事課と東京都私立中学高等学校協会の方の他、卒業生の若手教員2人に話をさせていただくことができた。対面での参加者は少なかったが、オンラインでの参加者を含めて20人程度の参加者を得た。

また、教育実習予備申請及び本申請に関わる事前・事後指導（合同指導）などで、教

育学教室のスタッフと共に教職課程センターの特任教員も講座を担当した。また、教職課程センターの特任教員が、教職実践演習のなかの「学外実習」を担当した。

(4) 卒業生への支援

教職課程センターの役割として、卒業生と在學生をつなぐこと、教職に就いた卒業生を支援することがあげられる。今日、教職をめぐる労働環境は厳しさを増し、心折れる教員も少なくない。教職課程センターは、「教職支援センター」として現役の若手教員の支援を心掛けなければならないと考えている。教職に就かせればそれでよいのではなく、就いてからが本番であることは自明のことである。教職課程センターの「指導」のなかで学生に考えてもらったことと、学校現場で体験することのギャップに右往左往しなくても済むように、しっかりとした軸をもつことが大切であると思う。併せて、就職後の数年間は定期的に情報交換をして、若手教員を支援するとともに、私どもがそこから学び、現役の学生にも還元できればと考えている。

具体的には、5月・7月・2月に卒業生との懇談会をオンラインで開催した。卒業生からは、先輩教員の優れた実践に学ぶことが多いという話や、若手のエネルギーな姿や優しい先輩教員に恵まれた様子を聞くことができた。今年度は休校からの出発になり、誰にとっても経験のない事態のなかで、「学校に行くことの意味とは何か」や「そもそも教育とはどのような営みなのか」といった根本的な問いを考える機会となった。7月と2月の会では在學生にも呼びかけて、卒業生との情報交換をおこなった。

(竹浪隆良)

2 オンラインでの模擬授業の指導と学習指導案の指導

従来の教職課程センターでの学生指導では、模擬授業を実施し模擬授業でおこなう学習指導案を作成させてきた。ところが今回、大学はコロナ禍で入校禁止となったため模擬授業も対面でおこなうことができなくなり、新たな対応が必要となった。また、教員採用試験でも大きな変更があった。例えば神奈川県は従来おこなっていた模擬授業や論文は無くなった。

このような新たな状況ではあったが、教職課程センターではオンラインで模擬授業と学習指導案の指導をおこなうこととした。教員採用試験で模擬授業が実施されないとしても、授業を実践的に学ぶ模擬授業の経験は、教職をめざす学生の学びとして必要不可欠である。特に、中学校では2021年から、高等学校では2022年から本格実施となる新学習指導要領に対応した授業デザインを可能とする力の存在が面接で問われる可能性は大であった。

模擬授業は4月～5月の第1期と6月末～8月の第2期とに分けて実施した。それぞれの回に最低1回おこない、2期合わせて2回以上おこなえるようにした。部分的に大学構内への学生の入構が可能となったため、8月には教室を利用した対面での模擬授業を2日おこなった。

第1期模擬授業

- 4月16日(木): Uさん(数学)、Kさん(数学)
- 17日(金): Aさん(数学)、Iさん(物理)
- 23日(木): KAさん(公民)、Yさん(理科)
- 24日(金): Kさん(英語)
- 30日(木): Yさん(歴史)、Kさん(数学)2回目
- 5月1日(金): KOさん(公民)、Iさん(数学)
- 7日(木): Sさん(国語)、Uさん(数学)2回目

8日（金）：Kさん（地理）、Kさん（理科）

第2期模擬授業

6月25日（木） Kさん（英語）2回目
26日（金） KOさん（公民）2回目
7月2日（木） 希望者なし
3日（金） Kさん（数学）2回目
16日（木） 希望者なし
17日（金） Yさん（歴史）2回目
30日（木） 希望者なし
31日（金） Aさん（数学）2回目

（教室を使って）

8月6日（木）Uさん（数学）2回目、Kさん（英語）3回目
8月7日（金）Kさん（数学）2回目、Iさん（数学）2回目、KAさん（公民）2回目

オンライン模擬授業のソフトはZoomを使用した。Zoomはブレイクアウトルームを作ることによってグループでの討議も可能であり、また、ホワイトボードが付属していて板書に近い機能をもっている。また、映像やパワーポイント等で作成した資料を提示することもできる。結果として、通常の対面授業に遜色ない模擬授業を学生たちはおこなっていた。GIGAスクール構想で、1人1台コンピュータを授業で使用する体制が教育現場で急速に作られているなか、教員養成課程ではそれに対応する学習を展開できていない実情がある。早急な対応が必要と思われる。

（風巻浩）

3 コロナ影響下での教育実習代替プログラム

2020年3月11日に、世界保健機構から新型コロナウイルスがパンデミックであることが宣言され、現在も世界中でその対応をめぐる試行錯誤が続けられている。日本では特に、それより前の2月27日に突然、法的根拠もないままに安倍晋三前首相により発出された全国一斉休校「要請」により、学校現場は混乱を余儀なくされた。ここでは、コロナの影響下において本学で取り組まれた教育実習代替プログラムづくりについて記録をし、その過程で浮かび上がってきた課題について記しておきたい。

（1）教育実習に関する文科省通知

2020年5月1日に、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長名で通知が出された。「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について（通知）」である。この通知により、2020年度に限っては、教育実習の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学等における授業により行うことが可能とされた。なおその際には、「教育実習に相当する教育効果」が認められる場合に限ることが求められた。また、高校以下の学校に対しては、文部科学省初等中等教育局長名で2020年5月15日に通知が出された。「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について（通知）」がそれであった。これらの通知は、一定期間の休校を余儀なくされた学校がほとんどの状況にあって、「弾力的な対応」を現場に求めること以外には、政策を取れなかったことの反映であったと考えられる。

その後も新型コロナウイルスの感染は続き、前期に予定されていた教育実習を後期に延期していても、その実施が見通せない状況が続いた。そのため、2020年8月11日には文

部科学省総合教育政策局長名で、通知が追加された。それが、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」である。この通知により、教育実習の科目の総授業時間数の全部または一部を、大学がおこなう授業に代替できることが、2020年度に限った特例で実施できることになった。この通知では、学習支援活動を含めた取り組みを教育実習科目の授業として位置づけることを認めるとともに、大学でおこなう授業が「教育実習に相当する教育効果を有する」場合には、教育実習の代替として認められることとされたのである。

（２）教育実習を特例実施するための代替プログラム

これらの通知もふまえた上で、本学においては、教育実習の短縮や中止に備えて、以下のような代替プログラム計画を作成した（幸いにして、教育実習の短縮を学習支援等によって対応する事例は生まれたが、大学による代替授業を実際におこなう必要には、本学は迫られなかった）。

・実習 4 単位（1 単位 30 時間で合計 120 時間）分を、演習 4 単位（1 単位 15 時間で合計 60 時間）分のオンライン授業として実施。学生には、教育実習で不足する分について履修してもらう。

・3 領域合計 30 コマ（4 単位 60 時間分）のシラバスを準備する。

〔実践的理論的な学校経営〕 10 コマ

〔実践的理論的な教科外活動〕 10 コマ

〔実践的理論的な授業づくり〕 10 コマ

学校経営領域では、実習先状況の理解、当該自治体の教育大綱／教育振興基本計画の理解、自治体の教員資質指標の理解などを扱い、教科外活動領域では、実践記録分析、生徒の状況理解、学校行事事例などを扱い、そして授業づくりの領域では、模擬授業、相互議論、授業研究などを扱う。

・授業方法としては、3 領域ごとにそれぞれ、オンラインを活用して学外の実践者に協力を求めながら、オンデマンドなどによる実践的な教材をつくり、リアルタイムでの質疑討論の時間をあわせて設ける。

（３）授業時間数（大学設置基準 23 条）をめぐる課題

教育実習の代替授業を大学がつくることをめぐっては、まずは確保すべき授業時数と、そこに組み込むべき内容の選択が課題となった。本学においては、上記に記した代替授業案を考えたのであるが、その際には、2013 年 3 月 29 日に高等教育局長名で出された「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」も参照する必要があった。

この 2013 年 3 月通知は、「教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる」と認められる場合には、大学設置基準第 23 条により設けられている授業期間を、大学の創意工夫により多様化できるとするものであった。これは、「大学教育の質的転換」を求めた 2012 年 8 月中央教育審議会答申をふまえて、「学生の主体的な学びを促進するため」に出された通知であった。

高校以下の学校においても、緊急事態に際しての教育課程確保をどのようにすすめるのか議論がはじまっていたなかで、その議論の状況を意識しながら、教育実習代替の授業づくりを試行錯誤しながら準備することとなった。ただしはっきりしていたことは、幼稚園から高校まで、学習指導要領に基づく、標準の授業時間数を機械的に適用しようとするれば、カリキュラムはすし詰め状態となって児童生徒に過度な負担をかけることになり、破綻してしまいかねないという状況に対する認識であった。

実際に、2020 年 5 月 22 日に、日本教育学会から緊急に提出された提言では、授業時

間数確保を機械的に行うのではなく、「教科等横断的に精選する」ことが求められていた（日本教育学会「9月入学・始業制」問題検討特別委員会『提言 9月入学よりも、いま本当に必要な取り組みを—より質の高い教育を目指す改革へ—』）。

（4）実践と理論の往復プログラムを総合的につくっていく課題

2020年度限りの特例対応として、教育実習の代替授業づくりに取り組んでいく中で自覚されてきた課題は、教職実践演習との関係を含む、教育実践と教育理論の往復プログラム総体のあり方であった。

現在は、事前事後指導を含めた教育実習5単位（高校3単位）の他に、教職実践演習2単位が必修化されているわけであるが、本学においては学校インターンシップ（1単位または2単位）も、2019年度から授業として導入させてきている。この他にも、各教科の教育法では、教案づくりを含む実践的な内容が含まれている。さらに、介護等体験も、これまでの経緯は別にしても、教育と福祉の現場に学生たちが足を運ぶ機会として実際に機能してきた。さらに、教職課程センターを2019年度から発足させてからは、教員となっている卒業生と現役生との交流企画や、教員採用選考に向けたより実践的な模擬授業などの取り組みも、多様に取り組まれるようになってきている（それらについては、本稿の1と2で記されている通りである）。

このように、実践と理論の往復をともなう教員養成プログラムが、教育職員免許法の改定ごとに補強されてきたのであるが、それぞれのプログラムが総体として位置づけられているとは言い難い側面も残されていた。

実際にこれまでは、教科ごとの専門性を基礎とする必要のあるそれぞれの教科指導法は、学部ごとでおこなわれて、相互の交流はほとんど持てなかったのである。しかしこの点についても、今年度からは各教科指導法の担当者が情報と意見を交換する機会も設けられるようになってきた（この点については5を参照）。

今後はこれまで以上に、これら実践と理論の往復にとって重要な役割を持つ教育プログラムが、より有効に機能できるよう、それぞれの授業担当者間の情報と意見の交流をより積極的におこなうとともに、実践と理論の往復プログラムを総合的につくっていくことが求められる。

（5）教員養成課程を、青年期教育の土台にのせる

大学における教員養成、教員養成の開放制原則からすれば、今後も、教員養成はあくまでも大学における学問を基礎にしておこなわれることが重要となる。そしてそのためには、大学全体としての理解と協力が、教員養成には必要となる。それが不足すれば、戦後の教員養成制度を維持していくことはむずかしくなってしまう、力量を持った教員を社会に送り出す役割を、大学は担えなくなってしまう。そしてこのことは、教員以外の資格取得課程にもあてはまることである。

これらのことは、2020年8月18日に発表された、日本学術会議 心理学・教育学委員会 教育学分野の参照基準検討分科会「報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 教育学分野」にも指摘されていることでもある。

さらに、大学における教員養成は当然のことながら、青年期教育としての大学教育がその土台にあって、はじめて成り立っているものである。教員として身につけるべき資質・能力だけから教育課程を設計し、それに学生たちを当てはめていくことだけに目を奪われてしまえば、青年期に生きる学生たちにとっての、高等教育の意義を大学側が見失ってしまうことになるだろう。こうしたことは、新任教員に顕在化してきている困難さにも連動するものであることを考えれば、教員養成課程を青年期教育の土台にのせることの意義は大きい（教員養成課程を、青年期教育の土台にのせる意義については、教

師教育学会第30回研究大会・特別課題研究Ⅱにおける、高野和子会員の報告から学ばせていただいた。詳しくは、高野和子「教職課程の質保証とは―日本学術会議『教育学分野の参照基準』を念頭に」日本教師教育学会第30回研究大会・特別課題研究Ⅱ「大学教育と教職課程」2020年9月13日、iv頁を参照されたい。

(荒井文昭)

4 各種ガイダンス・教育実習等事前事後指導

5月から教育実習に行く学生が多いため、例年は4月に各種ガイダンスと教育実習関連の指導がおこなわれている。しかし、2020年度は新型コロナウイルスのため、すべてが5月からオンラインでのスタートとなった。

1年生を対象とする教職ガイダンスは、7月に開催した。教員免許状を取得するためにあたって、4年間の流れと履修上の注意事項などの説明をした。

3年生を対象とする教育実習予備申請ガイダンスは7月に開催された。10月の教育実習事前指導は4年生と合同でおこなわれている。今年度、教育実習の時期が前期から後期に延期になった実習生が多かったため、12月の実施となった。教科別に教職課程センターと教育学教室が担当した。

1年生から3年生を対象とする教職履修確認面接は、対面でないと実施が困難だったために、中止となり、質問や相談等がある学生のみを対象に対応した。

4年生を対象とする教育実習本申請ガイダンスは5月にオンラインで開催された。教育実習教科合同指導と教科別指導の2部によって実施した。合同指導は教職課程センターで担当し、指導案の作成方法等の指導をおこなった。教科別指導は、教育学教室と教職課程センターで担当し、教職教養と教科内容の指導が中心だった。その他、教育実習の留意点、手続き方法と新型コロナウイルス感染症対策等に関する説明をした。12月に教育実習を終えた学生と、来年度に教育実習を予定している3年生とで合同指導をおこなった。4年生は教育実習の振りかえりを3年生と共有し、相互交流を重視した。

1、2年生を対象とする介護等体験予備申請ガイダンスは11月と12月に2回実施した。3年生を対象とする介護等体験事前事後指導は社会福祉教室と教育学教室が担当した。5月の事前指導は9月と10月に、10月の事後指導は12月、1月に実施した。

(ハスゲレル)

5 教科指導法担当者の交流

本学の教職課程ではこれまで、各科目の担当者が分野等の枠を超えて交流する機会はほとんど持てずにきた。2019年度に教職課程センターが立ち上げられ、教員を志望する学生への指導が拡充されるなかで、教職課程が全体としてどのように教員養成をおこなうかという観点が、より強く意識されるようになった。中でも教科指導法の授業においては、指導案の作成と模擬授業の実施がどの教科にも共通して求められるにもかかわらず、横のつながりがつくられずにきたことが、課題として認識されるに至った。そこでまずは、教職課程センターから各担当者にメールで連絡をし、指導案と模擬授業の指導の状況を教わるところから始められた。

2020年度に入り、新型コロナウイルスの影響で対面での授業が実施できなくなったことで、とりわけオンラインでの実施は困難である模擬授業をどう指導するかという課題が生じた。このことをきっかけとして、教職課程センターから各担当者に個別に連絡をするのではなく、教職課程センターも(情報交換などをおこなうことを了承した)担当者も全体に対してメールで連絡し、相互に自由にやりとりをするようになった。手探り状態で授業が進められた前期においては、授業をどのようにおこなっているかが報告され、必要な機器の操作方法などについての質問とそれに対する丁寧な回答もあって、

不安の緩和やトラブルの解消へとつながっていた。

さらに前期終了後の2020年9月15日には、教科指導法の交流会をオンライン(Zoom)で開催することができた。教職課程センターのメンバーを含めて14名の参加があった。交流会では前期担当者の経験、知恵が共有され、後期担当者が授業を構想する助けとなった。自宅での受講を強いられている学生たちの深刻な状況(通信環境が整わない、自室が無い、家族関係が難しいなど)が報告され、授業実施の背景にある状況への認識も深められた。模擬授業に対して「授業というよりもプレゼンのようだった」という学生の感想があったといい、このことをどうとらえるかということをめぐる話があるなどして、オンライン授業と対面授業のそれぞれの性質や、そもそも授業とは何かといった点にまで議論が及んだ。

以上のようにして2020年度に生まれた動きが土台となって、教科指導法の担当者間の交流がいっそう促進され、本学の教職課程が総体として教員養成をどのようにおこなうかということに関する議論が深まっていくことを期待している。

(杉田真衣)

以上、2020年度の教職課程センターの取り組みを報告してきた。教職課程センターを立ち上げた2019年度に比べ、2020年度は1年間の取り組みの蓄積をもとにしてより明確な見通しを立て、各取り組みをいっそう充実させられるはずであったところに新型コロナウイルス感染症が拡大し、それへの対応に追われる1年となった。しかしその過程で、3で指摘したように、教職課程が複数の学部にもたがった教員によって担われている本学において、実践と理論の往復プログラムをいかに総合的につくっていくかという課題がより強く自覚され、従来から存在したこの重要な課題に対する取り組みを前進させることもできた。2021年度は引き続き新型コロナウイルスの影響を受けることになるが、2020年度で得られた経験を土台にして取り組みを進めていきたい。